

【ホームレス】

基本方針

〈現状〉

- 公園・河川・道路等を起居の場所として日常生活を営んでいる、いわゆるホームレスの人が全国的に減少傾向にあります。しかし、長期にわたり路上生活を続ける人々の高齢化の進行などで、引き続きホームレスに関する問題解決が必要となっています。
- 国においては、ホームレスの人の自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国や地方公共団体の果たすべき責務を明らかにし、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を平成14年(2002年)8月に施行し、同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定して、施策を推進しています。平成27年(2015年)4月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行され、同法に基づく生活困窮者自立支援制度が開始されています。
- 本市においても、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現を目指し総合的に施策を進めています。なお、本市におけるホームレスの人の人数は、令和6年(2024年)の「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」で5人となっています。

〈教育及び啓発の方針〉

ホームレスに関する問題解決は、ホームレスの人の自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て推進することが重要です。広域的な対応が特に重要であるため、国・県の施策と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策に取り組みます。

〈事業の柱〉

- ①自立支援

実施計画

〈事業の柱〉

- ①自立支援

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課(機関順)
自立支援	姫路市ホームレス自立支援連絡協議会を開催し、関係機関が連携してホームレスの自立支援の推進に努める。	生活援護室

